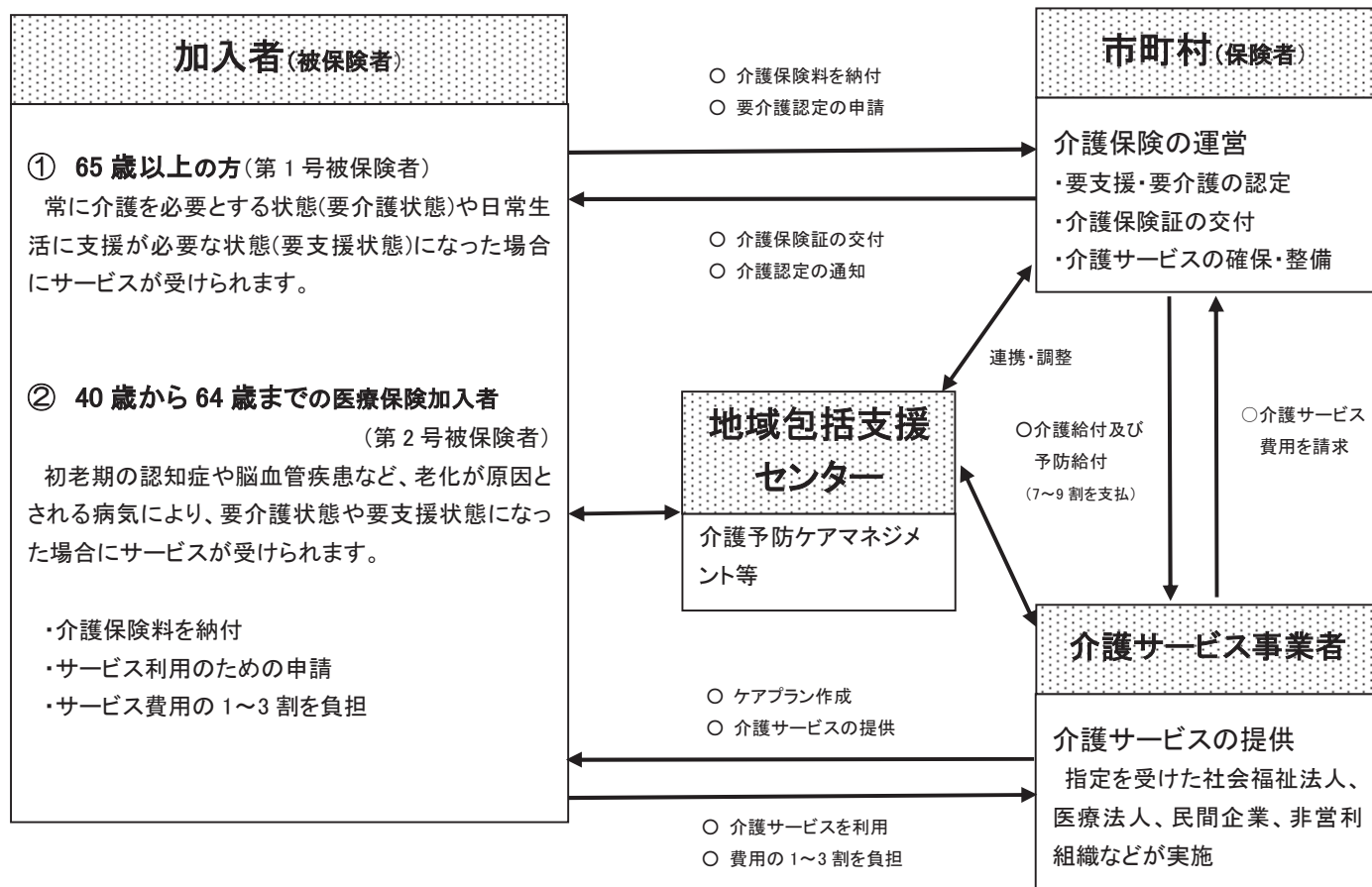


Ⅱ 介護保険制度

1. 介護保険とは

- ◇ 介護保険は、高齢者が要介護状態となっても尊厳を維持し、自立した日常生活を営むことができるよう、高齢者の介護を社会全体で支えるための制度です。
- ◇ 国民は、自ら要介護状態となることを予防するため、加齢に伴う心身の変化を自覚し、常に健康の保持増進に努める必要があるとともに、介護に要する費用を公平に負担する義務を負っています。
- ◇ 介護保険は、単に身の回りの世話をするだけでなく、高齢者の自立をサポートする「自立支援」、利用者の選択により、介護サービスを総合的に受けられる「利用者本位」、給付と負担の関係が明確な「社会保険方式」等が主な特徴となっています。



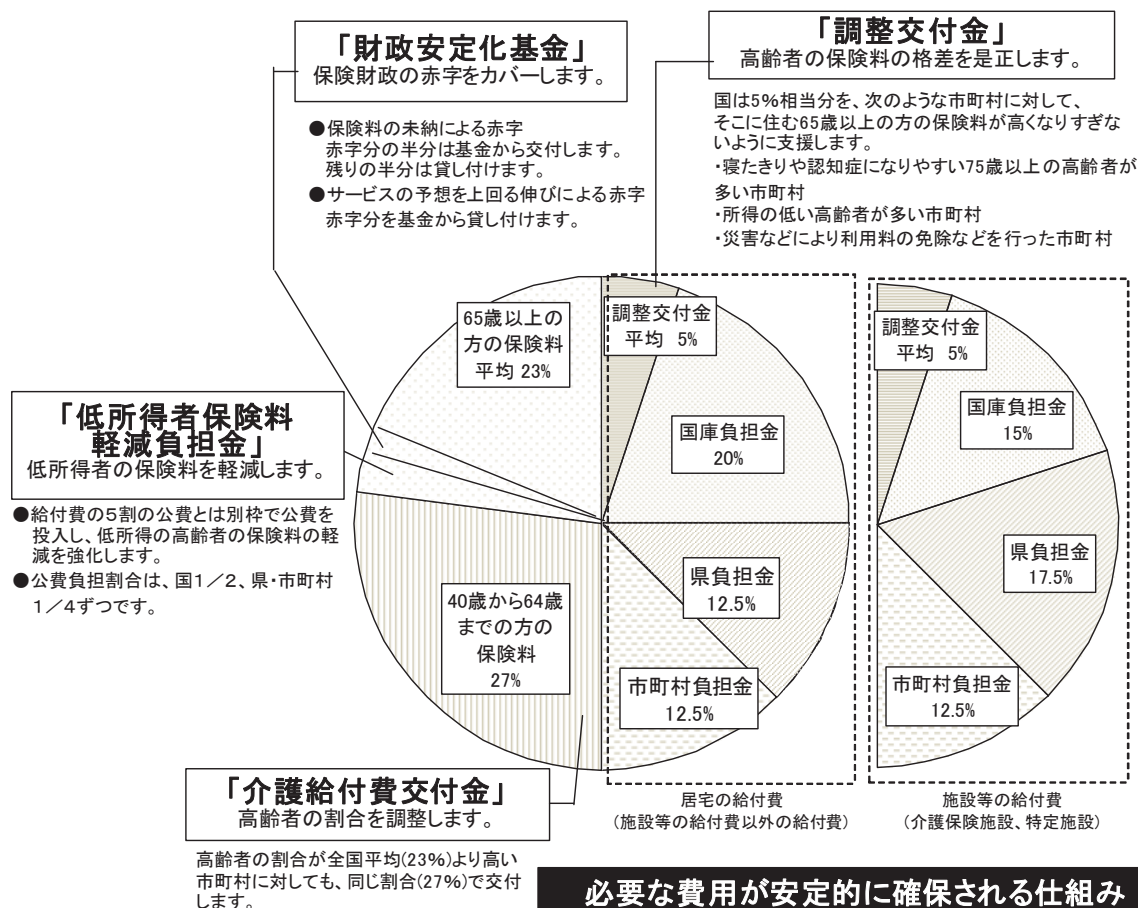
2. 介護給付費の費用負担

介護給付及び予防給付に必要な費用※のうち、サービス利用時の利用者負担（1～3割）を除いた標準給付費（7～9割）は、50％を保険料、50％を公費によって賄われています。

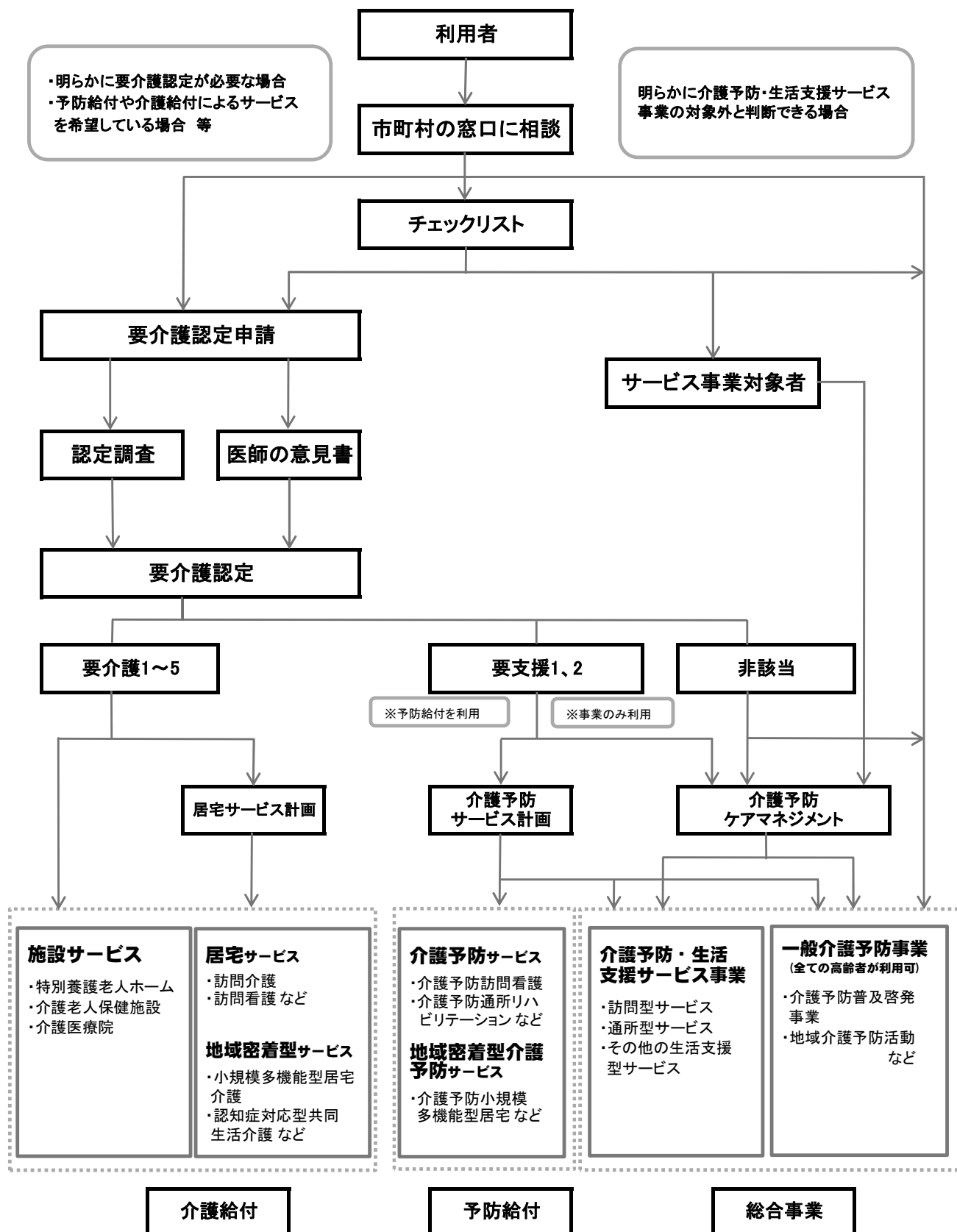
※利用者負担額、市町村特別給付に要する費用を除く。

国保連への審査支払手数料は、標準給付費に含む。

保険料	第1号保険料 (65歳以上の方の保険料)	23%：第9期計画期間(R6～R8)の数値
	第2号保険料 (40歳から64歳までの方の保険料)	27%：第9期計画期間(R6～R8)の数値
公費負担	市町村(一般会計)	12.5%
	県(負担金)	12.5%(居宅)、17.5%(施設等)
	国(負担金)	20.0%(居宅)、15.0%(施設等)
	国(財政調整交付金)	5%相当



3. 介護サービス利用の流れ



※介護給付……………居宅介護支援事業所が担当
予防給付、総合事業…地域包括支援センターが担当

4. 介護保険で受けられるサービス

(令和8年4月1日現在)

ケアプラン（介護サービスの利用計画）にもとづいて介護保険サービスを利用した場合、サービスにかかった費用のうち自己負担額は原則1～3割です。

※居宅サービスを利用する場合、利用できるサービスの量（上限）は要介護度ごとに「支給限度額」（P12参照）として決められています。

※この表に記載している自己負担額は、国が定めた介護報酬の「単位数」に、事業所所在地ごとの「1単位あたりの金額」を掛けて計算した、1割負担の場合の自己負担額の目安です。

※実際の自己負担額は、利用するサービスの種類や内容、利用回数、事業所の所在地（地域ごとの単価）、ご本人の利用負担割合（1割・2割・3割）などにより変わります。

予防給付（要支援1・2のサービス）

介護予防サービス

区 分	種 類	サービス内容	自己負担額の目安
自宅で利用するサービス	介護予防訪問入浴介護	自宅に専用の浴槽を積んだ車などで訪問し、看護職員や介護職員が見守りや介助を行いながら、安全に入浴していただくサービスです（自宅の浴室での入浴が難しい方が対象です）。	1回につき 856 円
	介護予防訪問看護	看護師などが自宅を訪問し、主治医の指示による医療的な処置、服薬管理、病状の観察（体温・血圧などのチェック）を行うサービスです。	(30分～1時間未満の場合) 1回につき 553 円～794 円
	介護予防訪問リハビリテーション	通院が難しい要支援者の自宅を、医師や理学療法士、作業療法士、言語聴覚士などが訪問し、自宅でできるリハビリテーション（運動や動作の練習、環境調整の助言など）を行うことで、自立した日常生活を続けられるよう支援するサービスです。	1回（20分）につき 298 円
	介護予防居宅療養管理指導	通院が難しい要支援者の自宅を、医師・歯科医師・薬剤師・歯科衛生士・管理栄養士などが訪問し、療養上の管理や生活・栄養などに関する指導を行うサービスです。	1回につき 299 円～566 円
日帰りで通うサービス	介護予防通所リハビリテーション	要支援者が介護予防を目的として、介護老人保健施設や介護医療院、病院・診療所などに通い、理学療法士や作業療法士などによるリハビリテーション（体の動きの練習や日常生活動作の練習など）を受けて、心身機能の維持・回復を図り、日常生活の自立を助けるサービスです。	1か月につき 要支援1：2,268 円 要支援2：4,228 円 ＋ 食費（実費）
施設で短期間入所するサービス	介護予防短期入所生活介護（ショートステイ）	要支援者が一時的に自宅での生活が難しくなったときなどに、特別養護老人ホーム等に併設された事業所などに短期間入所し、日常生活の介護や機能訓練などを受けて、生活機能が低下しないよう支援するサービスです。	1日につき 451 円～681 円 ＋ 食費（実費） ＋ 居住費（実費）

区 分	種 類	サービス内容	自己負担額の目安
施設で短期間入所するサービス	介護予防短期入所療養介護（医療型ショートステイ）	病状の安定やご家族の病気・冠婚葬祭などの事情、ご家族の介護負担の軽減のために、介護老人保健施設や介護医療院、病院などに短期間入所して、医師の管理のもとでの看護や医療的な管理、リハビリテーション（機能訓練）、日常生活の介護（食事・排せつ・入浴など）を受けるサービスです。	1 日につき 579 円～846 円 ＋ 食費（実費） ＋ 居住費（実費）
生活環境を整えるサービス	介護予防福祉用具貸与	要支援者が、自宅で安全に生活したり、転倒予防や運動機能の維持に役立つ福祉用具を、レンタル（貸与）で利用できるサービスです。	品目や事業者によって異なります
	特定介護予防福祉用具販売	一部の福祉用具（腰掛便座・入浴用いす・すべり止めマットなど）は、「購入」で利用する仕組みがあります。 介護保険の対象となる特定介護予防福祉用具を指定事業所で購入した場合、かかった費用の一部が支給されるサービスです。	品目や事業者によって異なります （支給限度基準額） <u>年間 10 万円が上限</u> で、そのうち 1～3 割が自己負担となります
	介護予防住宅改修費支給	要支援者が自宅でできるだけ自立した生活を続けられるよう、手すりの取り付けや段差の解消など、必要と認められた住宅改修を行った場合に、その改修費の一部について保険給付されるサービスです。	（支給限度基準額） 同一住宅について <u>20 万円が上限</u> で、そのうち 1～3 割が自己負担となります
施設に入居して利用する居宅サービス	介護予防特定施設入居者生活介護	有料老人ホームやケアハウスなどの特定施設に入居している要支援者が、その施設の計画に基づいて、入浴・食事・排せつなどの日常生活の介護や機能訓練などの支援を受けるサービスです。	1 日につき 183 円～313 円 ＋ 食費（実費） ＋ 居住費（実費）

地域密着型介護予防サービス

区 分	種 類	サービス内容	自己負担額の目安
日帰りで行うサービス	介護予防認知症対応型通所介護	認知症の高齢者がデイサービスセンターなどに日帰りで行き、介護予防を目的として入浴、排せつ、食事などの日常生活の介護や機能訓練などの支援を受けるサービスです。	(5～6 時間未満の場合) 1 回につき 要支援 1 : 741 円 要支援 2 : 828 円 + 食費 (実費)
入居して利用するサービス	介護予防認知症対応型共同生活介護 (グループホーム)	一般に「グループホーム」と呼ばれるもので、認知症のある高齢の方が、少人数 (おおむね 9 人程度) で家庭的な雰囲気の住まい (グループホーム) に入居し、職員と一緒に食事づくりや掃除などを行いながら、食事・入浴・排せつなどの日常生活の介護や見守り、機能訓練を受けるサービスです。 ※要支援 1 の人は利用できません。	(要支援 2 の方) 1 日につき 749 円～761 円 + 食費 (実費) + 居住費 (実費)
「通い・泊まり・訪問」を組み合わせるサービス	介護予防小規模多機能型居宅介護	「通い」を中心に、必要に応じて職員が「訪問」したり、短期期間「泊まり」で利用したり、これらを組み合わせて利用できるサービスです。	(通い・訪問・泊まりを合わせた定額制) 1 か月につき 要支援 1 : 3,450 円 要支援 2 : 6,972 円 + 食費 (実費) + 泊まり利用時の宿泊費

○介護予防支援：地域包括支援センターの保健師等が介護予防ケアプランの作成をします。
(自己負担なし)

介護給付（要介護1～5のサービス）

居宅サービス

区 分	種 類	サービス内容	自己負担額の目安
自宅で利用 するサービス	訪問介護 （ホームヘルプサ ービス）	訪問介護員（ホームヘルパー）が自宅を訪 問して、入浴・排せつ・食事等の介助（身 体介護）や、掃除・洗濯・買い物・調理等 の介助（生活援助）を行うサービスです。 また、『通院等乗降介助』として、自宅か ら車への乗り降りの介助や、病院などへの 行き帰りの際の移動・院内での手続きや移 動の介助も行うことができます。	身体介護中心 （30分～1時間未満の場合） 387円 生活援助中心 （20分～45分未満の場合） 179円 通院等乗降介助中心 97円
	訪問入浴介護	自宅に専用の浴槽を積んだ車などで訪問 し、看護職員や介護職員が見守りや介助を 行いながら、安全に入浴していただくサ ービスです。（自宅の浴室での入浴が難し い方が対象）	1回につき 1,226円
	訪問看護	看護師などが自宅を訪問し、主治医の指示 による医療的な処置、服薬管理、病状の観 察（体温・血圧などのチェック）を行うサ ービスです。	1回につき （30分～1時間未満の場合） 574円～823円
	訪問リハビリテ ーション	医師や理学療法士、作業療法士、言語聴 覚士などが自宅に訪問し、自宅でできるリ ハビリテーション（運動や動作の練習、環 境調整の助言など）を行うことで、自立した 日常生活を続けられるよう支援するサ ービスです。	1回（20分）につき 308円
	居宅療養管理指導	通院が難しい方の自宅を医師・歯科医師・ 薬剤師・歯科衛生士・管理栄養士などが訪 問し、療養上の管理や生活・栄養などに 関する指導を行うサービスです。	1回につき 260円～566円
日帰りで通う サービス	通所介護 （デイサービス）	日中にデイサービス事業所へ通い、食事や 入浴、排せつなどの日常生活の介助、健康 状態の確認、機能訓練、レクリエーション などを受けるサービスです。	1回につき （5～6時間未満の場合） 570円～984円 ＋ 食費（実費） ※要介護度（1～5）によ って料金が変わります
	通所リハビリテ ーション （デイケア）	介護老人保健施設や病院・診療所などに通 い、理学療法士や作業療法士などによるリ ハビリテーション（体の動きの練習や日常 生活動作の練習など）を受けて、心身機能 の維持・回復をはかり日常生活の自立を助 けるサービスです。	1回につき （6～7時間未満の場合） 715円～1,290円 ※要介護度（1～5）によ って料金が変わります

区 分	種 類	サービス内容	自己負担額の目安
施設に短期間 入所するサ ービス	短期入所生活介護 (ショートステイ)	自宅での生活が難しくなったときなどに、特別養護老人ホーム等に併設された事業所などに短期間入所し、日常生活の介護や機能訓練などを受けて、生活機能が低下しないよう支援するサービスです。自宅での生活を続けながら、必要なときに数日～数週間程度利用することができます。	1 日につき 603 円～1,028 円 + 食費（実費） + 居住費（実費） ※要介護度(1～5)によ って料金が変わります
	短期入所療養介護 (医療型ショートス テイ)	病状の安定やご家族の病気・冠婚葬祭などの事情、ご家族の介護負担の軽減のために、介護老人保健施設や介護医療院、病院などに短期間入所して、医師の管理のもとでの看護や医療的な管理、リハビリテーション（機能訓練）、日常生活の介護（食事・排せつ・入浴など）を受けるサービスです。	1 日につき 753 円～1,464 円 + 食費（実費） + 居住費（実費） ※要介護度(1～5)によ って料金が変わります
生活環境を整 えるサ ービス	福祉用具貸与	車いすや介護用ベッド、歩行器など、日常生活を送るうえで必要な福祉用具を、レンタル（貸与）で利用できるサービスです。	品目、事業者によっ て異なります
	特定福祉用具販売	一部の福祉用具（腰掛便座・入浴用いす・すべり止めマットなど）は「購入」で利用する仕組みがあります。 介護保険の対象となる特定介護福祉用具を指定事業所で購入した場合、かかった費用の一部が支給されるサービスです。	品目や事業者によっ て異なります （支給限度基準額） <u>年間 10 万円が上限</u> で、そのうち 1～3 割 が自己負担となりま す
	住宅改修費支給	自宅で安全に生活を続けられるようにするために、手すりの取り付けや段差の解消などの住宅改修を行った場合、介護保険の対象となる改修について、かかった費用の一部が支給されるサービスです。	（支給限度基準額） 同一住宅について <u>20 万円が上限</u> で、 そのうち 1～3 割が 自己負担となります
施設に入居し て利用する居 宅サービス	特定施設入居者 生活介護	有料老人ホームやケアハウスなどの特定施設に入居している要介護者が、その施設の計画に基づいて、入浴・食事・排せつなどの日常生活の介護や機能訓練などの支援を受けるサービスです。	1 日につき 542 円～813 円 + 食費（実費） + 居住費（実費） ※要介護度(1～5)によ って料金が変わります

地域密着型サービス

区 分	種 類	サービス内容	自己負担額の目安
自宅で利用するサービス	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	ヘルパーや看護師などが、あらかじめ決めた時間に定期的に自宅を訪問するとともに、必要なときには電話や緊急通報に応じて24時間いつでも訪問して、入浴・排せつ・食事などの日常生活の介護や、体調の確認・応急的な看護などを行うサービスです。 ※要支援1、2の方は利用できません。 ※訪問介護のみの場合と訪問看護と一体型の形態があります。	1 か月につき (訪問介護のみ利用した場合) 5,446 円～24,692 円 ※要介護度(1～5)によって料金が変わります
	夜間対応型訪問介護	夜間に、あらかじめ決めた時間にヘルパーが定期的に自宅を訪問したり、緊急通報や電話があったときにオペレーションセンター(連絡窓口)が状況を確認し、必要に応じてヘルパーが急いで訪問して、排せつなどの介護や、体調の変化など夜間の緊急時の対応を行うサービスです。	(オペレーションセンター有) 1 か月につき 989 円 + 訪問を行った回数 (オペレーションセンター無) 1 か月定額 2,702 円
日帰りで通うサービス	認知症対応型通所介護	認知症のある方が、デイサービスなどに日帰りで通い、専門の職員と一緒に、食事や入浴、排せつなどの日常生活の介助や、認知症の症状に応じた活動・リハビリなどを受けるサービスです。	1 日につき (5～6 時間未満の場合) 858 円～1,225 円 + 食 費 (実費) ※要介護度(1～5)によって料金が変わります
	地域密着型通所介護	小規模なデイサービス(利用定員18名以下)で、住み慣れた地域の中で、少人数の高齢者が通い、食事や入浴、排せつなどの日常生活の介助や、機能訓練、レクリエーションなどを受けるサービスです。	1 日につき (5～6 時間未満の場合) 657 円～1,134 円 ※要介護度(1～5)によって料金が変わります
「通い・泊まり・訪問」を組み合わせるサービス	小規模多機能型居宅介護	「通い」を中心に、必要に応じて職員が「訪問」したり、短期期間「泊まり」で利用したり、これらを組み合わせて利用できるサービスです。	(通い・泊まり・訪問を合わせた定額制) 1 か月につき 10,458 円～27,209 円 + 食費 (実費) + 居住費 (実費) ※要介護度(1～5)によって料金が変わります

区 分	種 類	サービス内容	自己負担額の目安
入居して利用 するサービス	認知症対応型共同 生活介護 (グループホーム)	一般に「グループホーム」と呼ばれるもので、認知症のある高齢の方が、少人数（おおむね 9 人程度）で家庭的な雰囲気の住まい（グループホーム）に入居し、職員と一緒に食事づくりや掃除などを行いながら、食事・入浴・排せつなどの日常生活の介護や見守り、機能訓練を受けるサービスです。	1 日につき 753 円～859 円 ＋ 食費（実費） ＋ 居住費（実費） ※要介護度(1～5)によつて料金が変わります
施設に入居し て受けるサー ビス	地域密着型特定施 設入居者生活介護	有料老人ホームやケアハウスなどの特定施設のうち定員が 29 人以下の介護専用型有料老人ホーム等で、その施設の計画に基づいて、入浴・食事・排せつなどの日常生活の介護や機能訓練などの支援を受けるサービスです。	1 日につき 546 円～820 円 ＋ 食費（実費） ＋ 居住費（実費） ※要介護度(1～5)によつて料金が変わります
	地域密着型介護老 人福祉施設入所者 生活介護	定員 29 人以下の特別養護老人ホームで、要介護の方に対し、入浴・排せつ・食事などの日常生活の介護や機能訓練、健康管理などを行う入所サービスです。	1 日につき 600 円～971 円 ＋ 食費（実費） ＋ 居住費（実費） ※要介護度(1～5)によつて料金が変わります
組み合わせ サービス	複合型サービス (看護小規模多機能 型居宅介護)	「通い」「泊まり」「訪問（看護・介護）」を組み合わせ、自宅での生活を続けながら、必要に応じて看護と介護を一体的に受ける在宅サービスです。医療的なケアを含む多様な支援を、登録した少人数（定員 29 名程度）を対象に、月額の設定額料金（食費・宿泊費などを除く）で提供します。	(通い・泊まり・訪問を合わせた定額制) 1 か月につき 12,447 円～ 31,408 円 ＋ 食費（実費） ＋ 居住費（実費） ※要介護度(1～5)によつて料金が変わります

居宅サービスの利用限度額

居宅サービスを利用する場合は、利用できるサービスの量（支給限度）が要介護度に応じて1か月ごとの単位数で定められています。

単位数とは、介護報酬で定められたサービス費用の単位です。保険給付額や利用者負担額は、単位数に地域ごとの単価を乗じて計算します。事業所の所在地によって1単位あたりの単価が異なります。限度額を超えてサービスを利用した場合は、その超えた分の費用は全額自己負担（保険給付の対象外）となります。

《要介護度別区分支給限度基準額》 ※ 国が定める標準・単位／月

要支援 1	5,032 単位	要支援 2	10,531 単位
要介護 1	16,765 単位	要介護 2	19,705 単位
要介護 3	27,048 単位	要介護 4	30,938 単位
要介護 5	36,217 単位		

施設サービス

○要介護認定（要介護1～5）を受けた方は、介護保険施設（特別養護老人ホーム〈介護老人福祉施設〉、介護老人保健施設、介護医療院）に入所して、入浴や排せつ、食事などの日常生活の介護やリハビリ、健康管理などのサービスを受けることができます。

○要支援1・2の方は、施設サービスを利用することはできません。

なお、特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）への新規入所は、平成27年4月1日以降、原則として要介護3以上の方が対象です（要介護1または2の方は、一定の要件を満たす場合に特例的に入所が認められます）。

○利用者は、施設サービス費用の1～3割と食費、居住費を負担します。

※要介護1～5で料金が変わります（要介護度が高いほど料金が高くなります）。

○利用者はこのほか、自らの選択による特別なサービスの費用や日常生活費を負担します。

種 類	サービス内容
介護老人福祉施設 （特別養護老人ホーム）	常に介護が必要で自宅での生活が難しくなった要介護の高齢者が長期に入所し、職員による食事や入浴、排せつなどの日常生活の介護とあわせて、リハビリや健康管理などの支援を受けながら、その人らしい生活を続けられるよう支援するサービスを提供します。
介護老人保健施設 （老人保健施設）	病状が安定した要介護の高齢者が一時的に入所し、医師や看護職員による医療的な管理のもとで、介護やリハビリ（機能訓練）、必要な医療、日常生活の支援を受け、できるだけ自宅での生活に戻るよう支援するサービスを提供します。
介護医療院	長期間の療養と日常生活の介護が必要な要介護の高齢者が入所し、医師や看護職員による療養上の管理と、介護やリハビリ（機能訓練）、必要な医療、日常生活の支援を一体的に受けながら、安心して生活できるよう支援するサービスを提供します。

■1 単位の単価

サービス種類 \ 地域区分	6 級地	7 級地	その他
訪問介護/（介護予防）訪問入浴介護/（介護予防）訪問看護/定期巡回・随時対応型訪問介護看護/夜間対応型訪問介護/居宅介護支援/介護予防支援	10.42 円	10.21 円	10.00 円
（介護予防）訪問リハビリテーション/（介護予防）通所リハビリテーション/（介護予防）認知症対応型通所介護/（介護予防）小規模多機能型居宅介護/看護小規模多機能型居宅介護/（介護予防）短期入所生活介護	10.33 円	10.17 円	10.00 円
（介護予防）通所介護/（介護予防）短期入所療養介護/（介護予防）特定施設入居者生活介護/地域密着型通所介護/（介護予防）認知症対応型共同生活介護/地域密着型特定施設入居者生活介護/地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護/介護福祉施設サービス/介護保険施設サービス/介護医療院サービス	10.27 円	10.14 円	10.00 円
（介護予防）居宅療養管理指導/（介護予防）福祉用具貸与	10.00 円	10.00 円	10.00 円

【各級地区分の適用地域】

○6 級地 奈良市、大和郡山市、生駒市

○7 級地 大和高田市、天理市、橿原市、桜井市、御所市、香芝市、葛城市、宇陀市、山添村、生駒郡全町（平群町・三郷町・斑鳩町・安堵町）、磯城郡全町（川西町、三宅町、田原本町）曾爾村、明日香村、北葛城郡全町（上牧町・王寺町・広陵町・河合町）

○その他 上記以外の市町村

5. 介護サービス情報の公表

介護保険法に基づき平成 18 年 4 月からスタートした制度で、利用者が介護サービスや事業所・施設を比較・検討して適切に選ぶための情報を都道府県が提供する仕組みです。「介護サービス情報公表システム」を使うことで、インターネットでいつでも誰でも気軽に情報を入手することができます。

《「介護サービス情報の公表」のポイント》

- ① 地域にあるすべての事業所について、同じ項目をもとに比較・検討できます。
- ② 公表された情報はすべて、いつでも誰でも自由に入手することができます。
- ③ 家族をはじめ、介護支援専門員や介護相談員などと同じ情報を共有でき、サービス利用における相談がしやすくなります。
- ④ 事業所が公表している情報と、実際のサービス利用場面で行われる事実が比較できるので、利用しているサービスの状況がいつでも確認できます。

○「介護サービス情報の公表」による効果

事業者は、提供するサービスの改善のための取組などを自ら公表し、より良い事業者が利用者から適切に選ばれることを通じ、サービス全体の質の向上が期待されます。

6. 地域支援事業

あらゆる高齢者ができる限り介護を必要とせず、いつまでも自分らしく自立して過ごせるよう支援するため、市町村において地域支援事業が実施されています。

(1) 介護予防・日常生活支援総合事業

市町村が中心となって、地域住民や医療・介護の専門職を含めた多様な主体の力を組み合わせて実施することにより、地域の高齢者に対する効果的かつ効率的な支援等を可能とする事業を実施します。

① サービス・活動事業

要支援者等の多様な日常生活のニーズに対応するため、専門的なサービスに加え、住民主体の支援等も含めた多様なサービスを対象として実施します。

② 一般介護予防事業

高齢者を年齢や心身の状況等によって分け隔てることなく、住民運営の通いの場を充実させ、人と人とのつながりを通じて、参加者や通いの場が継続的に拡大していくような地域づくりを推進するとともに、地域においてリハビリテーション専門職等を活かした自立支援に資する取組を推進する事業を実施します。

(2) 包括的支援事業(地域包括支援センター運営分)

各市町村に設置された地域包括支援センターを中心に、包括的支援事業として

① 総合相談支援事業 ② 権利擁護事業 ③ 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業が実施されています。

(3) 包括的支援事業(社会保障充実分)

各市町村により、平成 30 年 4 月 1 日から

① 在宅医療・介護連携推進事業 ② 生活支援体制整備事業 ③ 認知症総合支援事業
④ 地域ケア会議推進事業 が実施されています。

(4) 任意事業

地域支援事業の理念にかなった事業が、地域の実情に応じて実施されています。

事業名			事業内容
介護予防・日常生活支援総合事業	サービス・活動事業	訪問型サービス	要支援者等に対し、旧介護予防訪問介護に相当するサービス（入浴、排せつ、食事等の身体介護や生活援助）や、ボランティアにより提供される住民主体による支援（買い物代行、調理等の生活援助）等を提供する。
		通所型サービス	要支援者等に対し、旧介護予防通所介護に相当するサービス（施設における入浴、排せつ、食事等の日常生活上の支援及び機能訓練）や、ボランティアにより提供される住民主体による支援（体操、運動等の活動や交流会）等を提供する。
		その他の生活支援サービス	要支援者等に対し、栄養改善を目的とした配食や一人暮らし高齢者等への見守りを提供する。
		介護予防ケアマネジメント	要支援者等に対し、総合事業によるサービス等が適切に提供できるようケアマネジメントを行う。
	一般介護予防事業	介護予防把握事業	地域の実情に応じて収集した情報等の活用により、閉じこもり等の何らかの支援を要する者を把握し、介護予防活動へ繋げる。
		介護予防普及啓発事業	介護予防活動の普及・啓発を行う。
		地域介護予防活動支援事業	地域における住民主体の介護予防活動の育成・支援を行う。
		一般介護予防事業評価事業	介護保険事業計画に定める目標値の達成状況等の検証を通じ、一般介護予防事業を含め、地域づくりの観点から総合事業全体の評価を行う。
		地域リハビリテーション活動支援事業	地域における介護予防の機能強化を図るため、通所、訪問、地域ケア会議、サービス担当者会議、住民運営の通いの場等へのリハビリテーション専門職等の関与を促進する。
	事業名		
包括的支援事業	地域包括支援センター運営分	以下の事業を地域包括支援センターにおいて実施する。 ①総合相談支援事業 地域におけるネットワークを構築するとともに、高齢者の多様な相談に対応し、必要なサービスをコーディネートする。 ②権利擁護事業 高齢者が地域において尊厳のある生活を維持し、安心して生活できるよう権利擁護のための支援を行う。 ③包括的・継続的ケアマネジメント支援事業 地域の介護支援専門員の後方支援・ネットワーク化、支援困難事例等への指導・助言を行う。	
	社会保障充実分	以下の事業を各市町村において実施する。 ①在宅医療・介護連携推進事業 地域の医療・介護関係者による会議の開催、在宅医療・介護連携に関する相談の受付、在宅医療・介護関係者の研修等の取組を実施する。 ②生活支援体制整備事業 多様な主体による多様な生活支援・介護予防サービスの提供体制を構築し、地域の支え合いの体制づくりを推進していく。 ③認知症総合支援事業 認知症の人やその家族に早期に関わる「認知症初期集中支援チーム」を配置し、早期診断・早期対応に向けた支援体制を構築する。 認知症疾患医療センターを含む医療機関や介護サービス及び地域の支援機関の間の連携を図るための支援や認知症の人やその家族を支援する相談業務等を行う「認知症地域支援推進員」を配置し、当該推進員を中心として、医療・介護等の連携強化等による、地域における支援体制の構築と認知症ケアの向上を図る。 認知症の人ができる限り地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができるよう、認知症の人やその家族の支援ニーズと認知症サポーターを中心とした支援をつなぐ仕組みを地域ごとに整備し、診断後の空白期間等において心理面・生活面の早期支援を図る。 ④地域ケア会議推進事業 地域包括支援センター等が主催し、地域の多様な関係者が協働し、介護支援専門員のケアマネジメント支援を通じて、介護等が必要な高齢者の住み慣れた住まいでの生活を地域全体で支援していく。	

事業名			事業内容	
任意事業	介護給付等費用適正化事業		不要なサービスが提供されていないかの検証、制度趣旨や良質な事業展開のために必要な情報の提供等を行う。	
	家族介護支援事業	介護教室事業	要介護被保険者の状態の維持・改善を目的とした適切な介護知識・技術の習得や外部サービスの適切な利用方法の習得等を内容とした教室を開催する。	
		認知症高齢者見守り事業		地域における認知症高齢者の見守り体制の構築を目的とした、認知症に関する広報・啓発活動、認知症等により行方不明となった際に早期発見できる仕組みの構築・運用、認知症高齢者に関する知識のあるボランティア等による見守りのための訪問等を行う。
		家族介護継続支援事業	健康相談・疾病予防等事業	要介護被保険者を現に介護する者に対するヘルスチェックや健康相談の実施による疾病予防、病気の早期発見等を行う。
			介護者交流事業	介護者を介護から一時的に解放するための介護者相互の交流会等を開催する。
			介護自立支援事業	介護サービスを受けていない中重度の要介護者を現に介護している家族を慰労する。
			介護用品支給事業※	加齢に伴う心身の機能の低下により、排泄動作等に支障をきたす高齢者に対し介護用品（紙おむつ、尿取りパット、清拭剤等）を支給することにより、高齢者の在宅生活の支援と介護者の負担の軽減を図る。
	その他事業	成年後見制度利用支援事業		市町村申立て等に係る低所得の高齢者に係る成年後見制度の申立てに要する経費や成年後見人等の報酬の助成等を行う。
		福祉用具・住宅改修支援事業		福祉用具・住宅改修に関する助言、住宅改修費の支給の申請に係る必要な理由がわかる書類を作成した場合の経費の助成を行う。
		認知症対応型共同生活介護事業所の家賃等助成事業		認知症対応型共同生活介護事業所において、要介護者及び要支援2の認定を受けた者を受け入れ、家賃、食材料費及び光熱水費の費用負担が困難な低所得者に対し利用者負担の軽減を行っている事業者を対象として助成を行う。
		認知症サポーター等養成事業		認知症サポーター養成講座の企画・立案及び実施を行うキャラバン・メイトを養成し、地域や職域において認知症の人と家族を支える認知症サポーターを養成する。
		重度ALS患者の入院におけるコミュニケーション支援事業		入院前から当該重度のALS患者とのコミュニケーションについて熟知している支援者が、当該重度のALS患者の負担により、その入院中に付き添いながらコミュニケーション支援を行う。
		地域自立生活支援事業	高齢者の安心な住まいの確保に資する事業	空き家等の民間賃貸住宅や、高齢者の生活特性に配慮した公的賃貸住宅やサービス付き高齢者向け住宅、多くの高齢者が居住する集合住宅等への高齢者の円滑な入居を進められるよう、これらの住宅に関する情報提供、入居に関する相談及び助言並びに不動産関係団体等との連携による入居者支援等を実施するとともに、これらの住宅の入居者を対象に、日常生活上の生活相談・指導、安否確認、緊急時の対応や一時的な家事援助等を行う生活援助員を派遣し、関係機関・関係団体等による支援体制を構築する等、地域の実情に応じた、高齢者の安心な住まいを確保するための事業を行う。
			介護サービスの質の向上に資する事業	地域で活躍している高齢者や民生委員等が、介護サービス利用者のための相談等に応じるボランティア（介護相談員）として、利用者の疑問や不満、不安の解消を図るとともに、サービス担当者との意見交換等（介護相談員派遣等事業）を行う。
			地域資源を活用したネットワーク形成に資する事業	栄養改善が必要な高齢者に対し、地域の社会福祉法人等が実施している配食の支援を活用し、高齢者の状況を定期的に把握するとともに、必要に応じ、地域包括支援センター等に報告する。
			家庭内の事故等への対応の体制整備に資する事業	高齢者のいる世帯における家庭内の事故等による通報に随時（24時間365日）対応するための体制整備（電話を受け付け、適切なアセスメントを行う専門的知識を有するオペレーターの配置等）を行う。

※国は、原則として任意事業の対象外とした上で、平成26年度に当該事業を実施している市町村で支給要件を満たす場合に限り、第9期介護保険事業計画期間において実施して差し支えないこととしている。（例外的な激変緩和措置）

7. 地域包括支援センター

地域包括支援センターは、高齢者が安心してその人らしい生活を継続することができるよう、高齢者の生活を支える役割を果たすための総合機関で、保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員（主任ケアマネジャー）等が連携し、保健医療の向上・福祉の増進を支援しています。

【地域包括支援センターの機能】

① 介護予防ケアマネジメント

要支援者等に対し、介護予防及び日常生活支援を目的として、その心身の状態等に応じて、対象者自らの選択に基づき、訪問型サービス、通所型サービス、その他の生活支援サービス等、適切な事業が包括的・効果的に実施されるよう支援を行う。

② 総合相談支援

地域におけるネットワークを構築するとともに、高齢者の心身の状況や生活の実態、必要な支援等を幅広く把握し、多様な相談に対応し、地域における適切な保健・医療・福祉サービス、機関又は制度の利用に繋げる支援を行う。

③ 権利擁護業務

社会福祉士等の専門職種が主体となって、高齢者が地域において尊厳のある生活を維持し、安心して生活ができるよう専門的・継続的な視点から、高齢者の権利擁護のための必要な支援を行う。

④ 包括的・継続的ケアマネジメント

主任介護支援専門員（主任ケアマネジャー）等の専門職が主体となって、地域の介護支援専門員（ケアマネジャー）の後方支援・ネットワークを構築する。

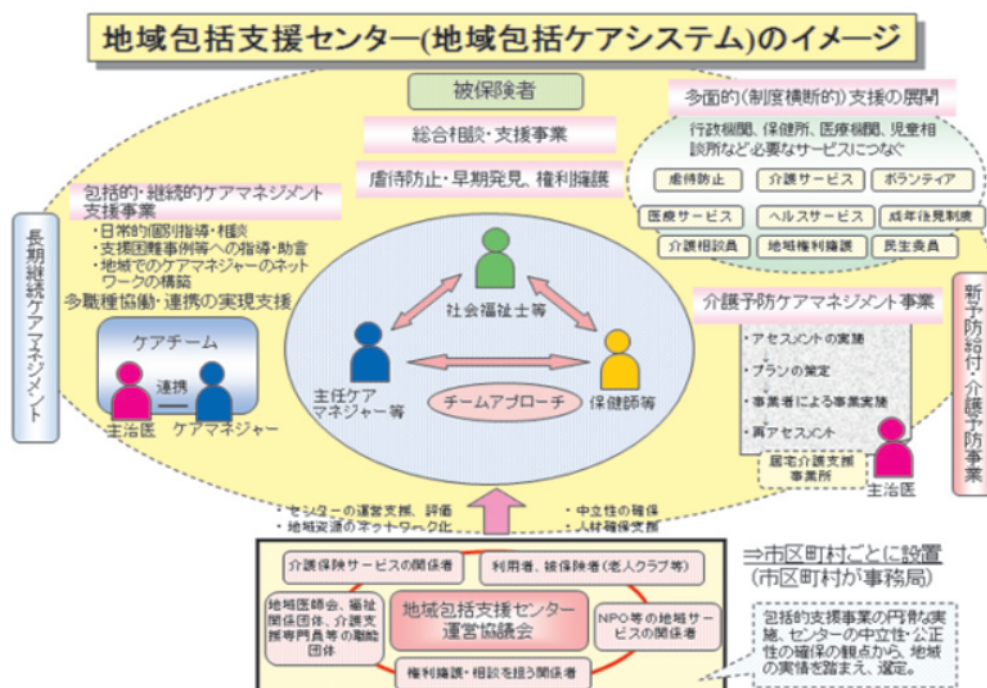
また、支援困難事例に対し、多職種との協働、連携の下でケアを行う。

【地域包括支援センター運営協議会】

地域包括支援センターの設置・運営は、中立性・公平性の確保や人材確保支援等の観点から「地域包括支援センター運営協議会」が関与します。運営協議会は、市町村を事務局として市町村単位で設置されます。

また、市町村は、センター設置の責任主体として、地域の実情をふまえ、運営協議会の協議を経て運営に適切に関与していきます。

【地域包括支援センターのイメージ】



8. 低所得者等への支援

高額介護サービス費や社会福祉法人による利用者負担の軽減等、これまで行ってきた低所得者への支援に併せて、介護保険制度の改正に対応して、低所得者へのきめ細かな支援を実施します。

① 高額介護サービス費の支給

所得の低い方のサービス利用が困難にならないよう、1か月に支払った利用者負担が所得段階に応じた上限を超えた場合に、申請によりその超えた分が「高額介護サービス費」として市町村から支給されるもので、所得に応じて限度額の上限が定められています。

② 高額医療合算介護サービス費の支給

介護保険と医療保険の両方の利用者負担が高額になった場合、それぞれの月額限度額を適用後、年間（8月～翌年7月）の自己負担額を医療保険上の世帯単位に合算して年額の限度額（年齢・所得段階別に設定）を超えるときは、申請によりその超えた分が後から支給されます。

③ 社会福祉法人等による利用者負担の軽減

社会福祉法人等は、その社会的役割により、市町村民税世帯非課税者であって一定の要件を満たす方のうち、収入や世帯状況、利用料負担等を総合的に勘案し、生計が困難であると市町村が認めた方の利用者負担を軽減します。

また、山間へき地や中山間地域等においては、訪問系サービスの介護報酬に対して地域加算が行われることから、利用者負担を減額する場合があります。

④ 障害者ホームヘルプサービス利用者等支援措置事業

障害者施策のホームヘルプサービスを利用していた低所得の障害者が、介護保険が適用されてホームヘルプサービスを受ける場合に、1～3割の自己負担額を軽減します。

障害者自立支援法のホームヘルプサービス利用で定率負担額が0円だった方が、平成18年4月以降65歳到達で介護保険適用となった場合、全額免除となります。

⑤ 旧措置入所者の経過措置の延長

介護保険制度施行前に、市町村の措置により特別養護老人ホームに入所した方については、介護費用の自己負担部分と居住費・食費の合計額が、法施行前の費用徴収額を上回らないように設定します。【平成22年3月31日の法改正により、当分の間延長されることとなりました】

⑥ 特定入所者介護サービス費

介護保険施設等における居住費及び食費は原則として利用者負担となりますが、所得の低い方のサービス利用が困難にならないよう利用者の所得に応じた負担限度額を定め、この上限と差額相当分について介護保険から給付を行います。

⑦ 介護保険料の軽減強化

所得段階第1段階から第3段階を対象に、公費投入による介護保険料の軽減強化を実施します。